

8. コンプライアンス（法令遵守）の体制

（1） コンプライアンス基本方針

J A甘楽富岡は、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。

J A甘楽富岡が、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

コンプライアンス基本方針

1. 当組合は、J Aの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人ひとりが、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行します。
2. 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献します。
3. 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
4. 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図ります。
5. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持します。

(2) 役職員の行動規範

J Aは、特に安全・安心な農畜産物の安定的な供給源としての役割や金融機関としての役割など、公共性の高い事業を行っており、ひとたびJ Aの使命・責任を忘れた業務運営がもたらす法令等の違反や不祥事が生じれば、地元の「信頼」のみならず、J Aグループ全体の「信頼」を損なうことにつながります。

J Aの「信頼」を守っていくため、役職員一人ひとりが、J Aの使命・責任を果たす一翼を担っていることを深く認識し、責任と誇りを持って業務を遂行していくため、以下の役職員行動規範を定めます。

役職員行動規範

1. J Aは、組合員・地域農業・地域社会の発展のために尽くすという基本的使命と社会的責任を有しており、私たちは、それを果たすために必要な事業・活動を担う1人の職員である自覚と責任を持ち、日常の職務を全うしなければならない。
2. 私たちは、組合員・地域社会からの「信頼」を得るため、組合員・利用者の声を受け止める努力を通じ、J A経営の健全性やサービスの質的向上に向けた創意工夫と努力を、常に怠ってはならない。
3. 私たちは、J Aの事業・活動を担う職業人であることを常に自覚し、自らの役割をしっかりと理解したうえで、それぞれの職務に専念しなければならない。
4. 私たちは、組合員・地域からの「信頼」を得るため、正確かつ迅速な業務処理と積極的な業務遂行を行うよう、心がけなければならない。
5. 私たちは、職務上知り得た組合員・取引先の秘密やJ Aの経営上の秘密を、在職中は言うに及ばず、退職後においても厳に保持しなければならない。
6. 私たちは、法令・定款・内部規定等を十分に理解し、コンプライアンスの実現に向け、適正な業務処理に努めなければならない。
7. 私たちは、職業人として公私の区別をはっきりとさせ、個人の感情で差別することのないよう、公正に処理しなければならない。
8. 私たちは、勤務中はもとより、勤務外の私生活においても、組合の名誉や信用を損なうような行為や、J Aの利益に反するような行為を慎まなければならない。
9. 安全で衛生的な職場環境の維持に努めるとともに、偏見や差別のない明るく活気に溢れた職場環境となるよう心がけ、相談・報告がしやすく働きやすい職場づくりに努めなければならない。
10. 私たちは、消費者に安全・安心で信頼される農畜産物・商品の供給に努めなければならない。

(3) コンプライアンス推進体制

【体制図】

